



新政会
田村 勇

空き家対策について

質問 空家等対策の推進に関する特別措置法の全面施行から2年が経ち、空き家の所有者の把握に関して固定資産税の情報提供を求めることができるが、本市の実態を伺う。

答弁 法が施行され、固定資産税の課税のために利用する目的で保有する空家等の所有者に関する情報を照会することにより、短時間に情報取得が可能となり、迅速な対応ができるようになったところです。法施行後に、この方法で把握した情報は11件となっています。

有害鳥獣駆除の対策について

質問 アライグマ、キタキツネ、カラスの実態把握と駆除対策について伺う。

答弁 アライグマについて、捕獲頭数は年々増加し、平成28年度は137頭となっています。

対策としては、捕獲従事者

を増やすことを取り組み方針とし、捕獲従事者講習会を開催し、捕獲従事者には箱わなを貸与し、捕獲後は職員が回収し処分しています。

キタキツネについては、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律により保護対象となっているため、原則駆除はできませんが、農業地域においては農業被害防止対策を理由に各自治体で捕獲許可を出しており、本市においてもハンタークラブの協力のもと、年間100頭以上の駆除を行っています。市街地については、パトロールを行っています。

カラスについても、キタキツネ同様に保護対象であり、農業地域においては年間300羽を駆除しています。また、繁殖期の威嚇行動によって人に危害を加えるといった場合には、看板による注意喚起や巣の撤去といった対策を講じています。

また、これら動物の餌となり得るごみの分別やごみ荒らし防止のネットをかけるなどの協力を市民や事業所の皆さんに引き続きお願いしていきたいと考えています。



会派清新
東元 勝己

新地方公会計制度について

質問 総務省は、すべての自治体に対し、統一的基準による地方公会計マニュアルを参考に、平成27年度から29年度までに統一的な基準による財務書類などを作成し、予算編成などに積極的に活用することを求めているが、本市での取り組みについて伺う。

答弁 新地方公会計制度は、地方公共団体が自らの財政状況を総合的・長期的に把握し、住民に分かりやすく公表することを目的として、12年3月に総務省地方公共団体の総合的な財政分析に関する調査研究会報告書により、地方自治体にバランスシートの作成が提案されています。

18年6月に成立した行政改革推進法を契機に地方の資産、債務改革の一環として新地方公会計制度の整備が位置づけられ、同年5月に総務省が作成した新地方公会計制度研究会報告書により、財務書

類4表（貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書・資金収支計算書）の作成が求められました。

本市においては、15年度決算より総務省方式によるバランスシートの公表、20年度・21年度決算を総務省標準モデルで、22年度より総務省改訂モデルでの財務書類4表の公表をホームページで行っています。

今後の対応ですが28年度中に財務会計システムの改修を実施し、国より配布されている地方公会計標準ソフトウェアのインストールまで実施しています。今後、28年度データを使用し動作検証および固定資産台帳の整備、併せて一部事務組合の連結財務書類の整理を進め、来年3月までに公表を行う予定で進めていきます。

質問 財務書類4表のホームページでの掲載箇所が分かりにくいのが、改善の予定はあるのか伺う。

答弁 市民が頻繁にアクセスするような内容ではありませんが、ホームページの在り方も含め先進地などの事例も参考に今後検討していきます。